

史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務委託仕様書

1 委託業務名

史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務

2 業務目的

業務対象地は、京都市伏見区に所在する財務省所有地であり、合同宿舍が15棟存在するが、現在は供用廃止されている。当該地において平成28年度から令和2年度まで5箇年にわたって発掘調査を行った結果、豊臣秀吉が造った指月城にかかわる堀跡等が確認され、日本史上の重要性から、令和7年度には文化庁が作成する「史跡相当の埋蔵文化財包蔵地リスト」に登録された。

本業務は、対象地を史跡として整備するとした場合に必要な基本方針及びその手法の概略、解決すべき課題等を示すことを目的とした史跡指定相当の埋蔵文化財包蔵地における保存活用案の作成業務である。

3 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務対象箇所（別紙参照）

(1) 計画場所

京都市伏見区桃山町泰長老

(2) 計画面積

約 37,800㎡

5 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

なお、業務にあたっては、文化庁文化庁記念物課監修『史跡整備の手引き—保存と活用のために—』（平成17年、同成社）、文化庁文化庁記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年、文化庁ウェブサイト）を参照して実施すること。

(1) 指月城跡有識者会議（仮）への出席

指月城跡有識者会議（仮）に出席し、議事録を作成する。

(2) 整備・活用の方向性の検討

現状と課題、(1)の会議内容を踏まえ、指月城跡の整備が地域の活性化やまちづくりにつながるよう、保存活用事業の基本方針としてまとめる。

(3) 整備・活用イメージ図の作成

(1)・(2)を踏まえ、複数の整備イメージ図を作成する。
令和8年8月14日(金)までに第1次案を作成し、それを踏まえ更に検討したうえで令和9年3月末までに第2次案を作成すること。

6 業務遂行上の留意点について

(1) 有識者会議について

文化庁が開催する指月城跡有識者会議(仮)に出席し、会議内の意見を十分に踏まえた計画案とすること。

(2) 関係者について

対象地が財務省所有地であること、周辺にはUR~~UR~~所有地、京都市所有地があることを踏まえ、これら関係者との調整が必要となる場合がある。

また、史跡相当の埋蔵文化財包蔵地となっていることから、文化庁との協議も必要となる。

7 業務体制

(1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する統括責任者を定めること。

(2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗よくに努めること。

なお、統括責任者は、国指定史跡又は公共施設における整備・改修を含む業務経験を有する者であること。

(3) 主任技術者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する実務経験3年以上の者とする。

(4) 受託者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。

(5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、統括責任者を変更する場合においても業務の遂行に支障のないよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

8 業務進行及び管理

(1) 受託者は、業務の着手に先立ち、委託者と協議・調整のうえ、次の書類を提出する。

ア 業務工程表 2部

イ 本業務の担当者名簿 2部

(氏名、保有資格、実務経験年数及び同種類似業務実績が分かるもの)

(2) 受託者は、期限までに次の資料を提出する。

令和8年8月14日(金) 整備・活用イメージ図(第1次案)

令和9年3月末 整備・活用イメージ図(第2次案)

(3) 業務の実施に当たっては、逐次、委託者と協議を行い、委託者の指示により、業務を進める。また、受託者は委託者や関係機関等と協議を行った場合は、速やかに協議

録を作成し、本市担当職員に提出する。

(4) 協議資料については、原則、紙資料3部及び電子データで提出する。

(5) 受託者は、業務が完了時、次の書類を提出する。

ア 業務完了届 2部

イ 整備・活用にかかる図面 2部及び電子データ

A3版又はA4版とする。電子データはPDFデータと、可能であればCADデータ（オリジナルとSXF）を「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）（平成18年6月）」に基づき、CD-ROM（640Mb以上）に保存して提出する。

なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間を記載する。

ウ 請求書 1部

エ 振込依頼書 1部（必要な場合）

(6) 受託者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。

(7) 成果品に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

(8) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

9 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品の費用を負担する。また、本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

10 貸与物品について

(1) 委託者は、委託契約後、委託業務の遂行に当たり必要となる次の資料を受託者に貸与する。

ア 測量図（S=1/600）

イ 京都市文化市民局『指月城跡・伏見城跡発掘調査総括報告書』2021年

(2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。

なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

11 委託料の支払

本市において検査を実施し合格とした後、受託者からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が調わない場合においては、委託者が定めるものとする。